

## 破産管財人等口座開設手数料の新設について

平素よりしずおか焼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
このたび当金庫では、事務コストの上昇を踏まえ、下記のとおり手数料を新設させていただきます。  
今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 破産管財人等口座開設手数料

口座開設1件につき	16,500円(税込み)
-----------	--------------

下記①～⑤の新規口座開設時に手数料をいただきます

- ① 破産管財人名義の全口座（法人・個人問わず）
- ② 相続財産清算人名義の口座
- ③ 不在者財産管理人名義の口座
- ④ 遺言執行者名義の口座
- ⑤ 上記のほか管理用口座として作成する口座

#### 2. 改定日

令和6年4月1日（月）受付分より

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上